

平成30年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成30年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成30年6月27日（水）午前10時00分～午前11時45分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎5階庁議室
5. 出席者
  - ・ 委員  
中川会長、永山副会長、兒玉委員、小部委員、竹内委員、丸山委員、三浦委員、望月委員
  - ・ 事務局  
保坂区長  
宮崎副区長  
進藤財務部長、渡邊経理課長、公契約担当係長、契約係長 他
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由  
会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。  
（世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
  - 開会
  - 1. 新委員及び新部会員の紹介
  - 2. 公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の進め方について
  - 3. 実態調査(委託)の結果について(報告)
  - 4. 意見交換
  - 5. 公契約条例、労働報酬下限額の周知について(報告)
  - 6. その他
  - 閉会

平成30年 6 月27日

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）

#### 午前10時4分開会

会長 それでは、委員の皆さんもおそろいのおようですので、ただいまより本年度第1回の世田谷区公契約適正化委員会を開催いたします。

本日は、区長と宮崎副区長に御出席いただきます。ただ、保坂区長のほうは、公務の御関係もございまして、会議の途中からの御出席と伺っております。到着時間にもよりますけれども、そのときに再度、区長からの御挨拶はいただく予定をしております。あらかじめよろしく願いいたします。

それでは、ここで宮崎副区長から御挨拶をよろしく願いいたします。

(副区長 挨拶)

会長 宮崎副区長、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第に従って進めていきたいと思っております。

最初に、1の新委員及び新部会員の紹介についてです。このたび2名の新委員が選任されましたので、事務局からよろしく願いいたします。

事務局 本年、5月1日付で、委員、委員の後任といたしまして2名の委員の方が新たに御就任をいただきました。任期は、5月1日より来年、31年の5月31日までとなります。

事業者代表といたしまして委員でございます。あと、労働者団体代表として委員でございます。また、お2方には労働報酬専門部会の委員にも御就任をいただきます。お2人のほうには、省略させていただいて大変恐縮なんですけど、指名通知を机上に配付させていただきましたので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、当委員会の構成でございますけれども、3月23日付で委員が辞任をされておりまして、現在、8名の委員で構成されておりますので、御承知おきいただければと思っております。

会長 ありがとうございます。新委員として2名の方に交代で加わっていただきました。どうかよろしく願いいたします。

(新任委員の自己紹介)

会長 それでは次に、議題に入る前に、事務局より資料の確認についてお願いいたします。

(事務局 資料確認)

会長 ない資料がございましたらば、会の途中でも言っていただければ、事務局からお届けします。

それでは次第に従って、2の公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の進め方について、事務局から御説明をお願いします。

事務局 公契約適正化委員会並びに労働報酬専門部会の今後の進め方についてなんですけれども、まず、これまでの経緯について御説明を申し上げたいと思います。

まず1期目でございますけれども、これについては、平成27年5月25日付で諮問をいたしまして、答申をいただいたところでございます。諮問の中身についてはその四角の中に書いてあるところでございます。

また、2期目であります今期なんですけれども、現在までに諮問がない中で委員会及び部会を開催してきており、昨年度は労働報酬専門部会報告書を10月16日にいただいたというのがこれまでの経緯になってございます。

改めて今後の委員会運営について、事務局でちょっと検討したので、御意見等をいただければと思います。

2の今後の委員会の運営ですけれども、まず先に、次期以降の進め方ということで、2019年の6月からですが、諮問を受けた事項に対して十分に時間をかけて検討、御協議をいただき答申いただけるように、諮問から答申に至る期間を委員の任期2年間と一致させて検討、協議を行う体制としたいと考えてございます。ただし、労働報酬下限額につきましては、最低賃金に係る国や東京都の答申が毎年あることから、中間報告の形で御提案をいただきたい、このように考えてございます。

また、改めて今期の進め方でございます。任期2年目に当たる今年度は、この後、諮問から答申までは1年ということで、十分な期間がとれないこと等から、本年度実施しています、後ほど御報告もさせていただきますけれども、社会保険労務士による実態調査の結果を委員会に御報告するとともに、来年度の諮問に向けまして、現在の条例の運営課題等について、今年度、意見交換をまた行っていただいて、その議論を集約したものを区のほうへ御提示いただくような形で進めていきたいと考えてございます。来年度の下限額については、改めて今年度の中で中間報告として御提出をいただきたい、このように考えてございます。

裏面をごらんいただきたいんですけれども、今るるお話ししました今後のスケジュールは、まず、今年度につきましては、6月27日の本日を皮切りに、3月までの中で条例の運営課題等について、また、この中で来年の諮問、私ども諮問を検討しなければいけないんですけれども、そういったことも含めまして意見交換等をしていただいて、その途中、労働報酬下限額については秋ごろ、

これも秋、9月、10月ごろかと思いますが、そのころに労働報酬下限額について中間報告という形で御報告をいただきたいと考えてございます。

そして、改めて来年度以降の2年間ですけれども、まず、31年度当初に諮問をさせていただきまして、2年間をかけてそのテーマについて本会において御議論いただきまして、32年度、2020年の3月にその件についての御答申をいただく。そして、その途中ですけれども、毎年度、労働報酬下限額について、秋口に中間報告という形で下限額についての御報告をいただきたいと考えてございます。委員会等の実施回数については、もう御案内のとおりですけれども、大体毎年度2回から3回程度を予定しているところでございます。

私の説明はとりあえず以上ですが、あわせて、実はこの委員の構成について御提案というか、委員会の御意見を頂戴したいと考えてございます。

昨年度来、区の事務局のほうでも委託事業者の方々の御意見を反映していくことは必要だろうと考えてございまして、こうした中で、条例規則の規定の中で、委員会のほうでは専門的事項に関して、学識経験のある方、その他関係人の出席を求めて、意見、もしくは説明を聞くことができるという規定がそれぞれ委員会と専門部会のほうにございますことから、この意見を聴取するために、委員会として委託事業者の方にこの規定を使って出席依頼することを事務局としてちょっと御提案させていただきたいと考えています。

こうした中で、今年度なんですけれども、実は先日の公契約シンポジウムにおいてパネリストとして御登壇されました、世田谷ビル管理協同組合の代表理事の 氏にお声がけをしたらどうかということで、我々のほうで今検討しているところでございますので、この辺についても、委員会としての御意見を頂戴できればなと考えてございます。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。大きくは3点ぐらいに分かれるかと思いますが、1つは、この委員会並びに専門部会の進め方ということで、今年度、労働報酬下限額についての中間報告ということを行う。ただ、この委員会を進めてきたりとかいろいろと調査をしてきた中において、検討すべき内容というのが次第次第に明確に見えてきているのではないかということで、今年度は特に諮問、答申ということではなくて、それらの課題について、これまでもこの委員会でも整理をしてきたところがございますけれども、検討事項について少し今年度まとめる。それをもとに、来年度の区の諮問というところにつなげていき、来年度、平成31年度、平成32年度はあったんだっけ。途中でなくなる可能性があるかと思いますが、次期のときにその答申を出していくというスケジュールが1点です。その中においては、これの後に御説明があるかと思いますが、いわゆるチェックシートの問題ということが1つあり、チェックシートの事柄。

それからもう1つ、労働報酬下限額については、お聞きしているところにおいては、委託事業に関する下限額のところ、下限額といいますか適正な価格についていろいろと議論もあるということがあって、条例の施行規則の11条だったと思いますが、そこに記載されている形で意見聴取を行い、いろいろと資料等の御提供なんかもできればしていただくような方に、この委員会に御参画を願うことはどうだろうかというのがもう1点あったかと思います。

まずは今後の進め方、それから委員会の構成ということもございましたので、その2点について御意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

委員 2点ほどお話ししたいんですけども、1点は、いただいた3番目の今後のスケジュール、毎年秋ごろに中間報告を出すという言葉なんですけど、これは私がきょうだけじゃない、何回か申し上げているんですけども、きょう配付されている区の公契約条例の本文の4条の3項の(1)を見ていただくと一番端的にわかるんです。ここの3枚目の上から1行目ですが、第7条の労働報酬専門部会の意見を聴いて、区長が下限額を定めるということになっているんですね。

それで毎年、意見の出し方なんですけれども、部会でたたいた後に、部会の報告と委員会の報告と多分2本出ていると思うんですが、これを読む限り、条文上は、本来は委員会の報告は要らないはずなんです。ですから、適正な本来の条例のあり方だとすれば、専門部会の部会意見、できれば意見書とかという名前がいいと思うんです。そういう意味では、今回の中間報告というのはなんか中途半端な表現があるんですけども、部会としては各年度の最終報告なんです。ですので、私は部会意見書とかという名前にしていただいて、名称として中間報告はやめていただきたい。

そういう意味では、労働報酬専門部会の意見は意見として、また別にこの適正化委員会で下限額について何らかの意見交換をして、それをまとめることについて私は反対してないんですよ。それは大事なことです。翌年にまた生かしていきますけれども、少なくとも区長さんが検討する対象は専門部会の意見なので、この条文の限りでは意見書が正しいのかなと。だから、この中間報告という言葉は中途半端でもあるし、あれなので、できれば部会意見書とか、単なる意見書にしてください、毎年させていただくということが非常に大事じゃないかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

それから、もう1つが 委員の辞任の問題の後の補充の問題なんですけれども、この労働報酬専門部会の2対2対2というのは非常に大事な比率でありまして、単に委員が1人足りないというわけじゃなくて、これは三者構造になっていまして、ILOなんかもそうなんですけれども、要するに労働者の数と使用者の数が同じである、これが公正らしさというか、もちろん賃金も公正で

なければいけないんですけれども、両方がちゃんと同じぐらいの意見を言える人数をそろえていると。その真ん中に行司がいて、そういう意味では、公益委員と使用者側委員と労働者側委員と1対1対1になっているというのは、これはどこでもみんな当たり前のシステムで、それは非常に公正らしさというか、中身がこうじゃなければ当然大事なことなので、私としてはどういういきさつになっていらっしゃるか、よくわからないんですけれども、人事のことですので、ぜひ要望として、年度途中であっても可能であれば、私が見る限りでいくと、区長さんが任命すれば済むものなので、特別な儀式が要らないのかなと思いますので、適切な方をできるだけ早く正式な委員として出していただかないと、ことしの結論が仮に誰が見ても問題がなかったとしても、第三者から見ると使用者側の委員が少ないんじゃないか、瑕疵があると言われかねないところがあるので、ぜひこの辺は御努力をいただきたいと思います。

その上で、多分それがなかなかかなわないということなので、今御提案が出ているんでしょうけれども、さっき見ましたら、労働報酬専門部会にも、先ほどの諮問のために委員をお呼びする条文が準用ですか、適用されるようになっていましたので、ぜひ7月9日の部会には使用者側にもう1人の方が、言葉としては関係人の出席か、関係人となるのかな。資格はともかくとして、ぜひ7月9日においでいただいて十分な意見を出していただければと思います。

それはそれでもう必要最小限のことであって、できれば正式な委員を早く選んでいただければということでぜひお願いしたい。始めて間もないんですけれども、それが何か1人ぐらい欠けてもいいんじゃないかなと思われちゃうと、このすばらしい制度がほかの区から見ていろいろ指弾されかねないので、世田谷区の名誉のためにも、確かに人事が難しいことはそのとおりなんですけど、ぜひ御努力をお願いしたい、よろしくお願いいたします。

会長 今、大きく2点ありまして、1つは労働報酬下限額、スケジュールのところには中間報告と書いてありますが、これまでこの委員会としても労働報酬下限額の報告書というのは、委員会の報告書と並行してといたればあれですけれども、今御意見がありましたように、部会の意見書という形で出していくという形で進めたらと思いますが、その点について1点お聞きして、いかがでしょうか。委員の構成については、またこれの次の話です。

事務局 では、私のほうから、大変恐縮でございます。申しわけございません。労働報酬専門部会の意見を聞いてということは承知した上で、言葉として中間報告とさせていただいたんですけれども、御提出いただくのは意見書を御提出していただく予定でございます。流れの中で中間報告という形で表現をさせていただいたんですけれども、これは改めて訂正をさせていただきたいと思っております。

会長 下限額で報告としてしまうと、それで決定する云々かんぬんみたいなイメージもあられたのかもしれませんけれども、労働報酬専門部会のほうから出てきた御意見をもとに、区のほうとしても検討されて、10月、11月ぐらいの予算編成のときには、こういう下限額でいきますということがまた我々のほうに戻ってきて、それに基づいて最終の予算づけ等がされていく。そこら辺もあって中間という感覚があったのかもしませんが、この委員会としては意見書の提出ということで、これは進めていければと。

それから、第2点が委員の構成ということで、これもこの委員会のところで幾つか出ていたのが、労賃の積算のところを下請等々に回っていくときに、建築の分野と土木の分野での積算の仕方が違ってくるところもいろいろございました。そういった意味では、それ以外の、まさに委託のところの問題ということもあるわけですが、そういう委員の構成として現在欠けているのが、単純に言うと土木分野の委員の方が欠けてしまっているところがございます。そういった意味では、この委員会としても、ぜひ委員の補充を早急に進めていただきたいというところがあるわけですが、その点につきましてはいかがでしょうか。

事務局 今お話しいただきまして御意見をいただいたところなんですけれども、今年度につきましては、現在の事務局のほうの考え方としましては、年度途中ということで、諮問、答申という形をとってという動きではないところもありまして、当委員会のほうでも来年度に向けての御意見をさまざまいただいきたいと思っているところでございます。そういったところで、労働関係の代表の方、事業者関係の代表の方、学識の方という形で御参加をいただいているわけなんですけど、そういった部分で、委員からも先ほど御指摘をいただいたように、関係人ということで、先ほど のほうから説明させていただいた委託関係の事業者の方に、今回御了承いただければ、次回から全ての回に関係人という形で御出席いただいて御意見をいただく形を担保していきたいと考えているところでございます。来年度の新期間につきましては、改めて委員をどういった形で構成するかというのは、先ほどいただいた御意見も踏まえましてバランスのとれた形で考えていこうと考えさせていただいているところでございます。

委員 私もこの委員の1名をどうするかという問題は非常に大事な問題だと思いますが、 委員が辞任されたのはいつの時点だったんでしょうか。

事務局 3月24日付で辞職の届けをいただいております。

委員 そうすると、4月に1人空席が出るということはわかっておられたわけですね。

事務局 その3月24日に御辞退をいただいた以降、後任の人事案件についま

して検討してまいったわけなんですけれども、今年度の進め方とも大きく関係してくる問題と考えておりまして、その中で、先ほど申し上げたような今年度、来年度に向けての進め方とあわせての中で、今回は欠員という状況で、先ほども申し上げさせていただいたように、今のところ8名の委員で今年度は進めていきたいと考えているところでございます。

委員 確かに時間がそういう形で、事務上の都合で対応がとれないという時間帯であったとしても、先ほどの御提案から考えますと、これは労働報酬下限額の議論にのみかかわるといって、そういうことになりますね。

事務局 労働報酬下限額の議論だけではなくて、当委員会、労働報酬専門部会のほうだけではなくて、当委員会のほうにも……。

委員 適正化委員会にも……。

事務局 御出席をいただいております。

委員 そうですか。では、僕の聞き違いかもしれませんけれども。

事務局 そういう形での御意見をいただくということで御出席をと考えています。

委員 それで、今、委員の指摘された三者構成からするという、そういう文言はございませんけれども、しかし、ひとまずそういう形をとって進めてきたので、年度途中で改めて任命するということは、やめることはできても補充ができないという、そういうつながりができないという仕掛けになってしまいましたでしょうか。

事務局 先ほど当初で御報告させていただきましたように、委員、委員につきましても、前任の方が御辞職をされて、その後任ということで入っていただいておりますので、制度として後任を選ぶことができない、1カ月だからだめだとか、2カ月だからだめということはないと理解しております。今回の部分につきましても、適任の方をお願いする部分について検討してきたわけなんですけれども、今年度の進め方とあわせて考えたときに、先ほど申し上げたような対応でいければなど、事務局のほうでは考えているということでございます。

委員 かねて、3年目が終わって、それをちょっと振り返ってみまして、先ほど会長がおっしゃったように建築と土木はおのずと相当違いがあるというお話もございましたが、同時に、業務委託のほうについては、経営者の意見というのは形式上は全く反映されない状態にこれまでもなってきたので、この際、

委員の後という形でやるかどうかは別としまして、委託についてはやはりきちんとした委員なりの位置づけをした上で、委員のかわりとみなすかどうかは別としまして、委託関係の委員の方が出ることが大事なことはないかと私は思うんです。

その土木と建築の違いと建築関係と委託の違いという、その検討は行われなくてもいいと思うんですけれども、そのところはやはり分野が非常に違うのと、やはりよくわからない状態のところですので、金額的にも決して少ない領分ではないので、そういう点で、ぜひその分野の方は速やかな補充をすべきではないかと私は感じているんですが、いかがでしょうか。

事務局 繰り返しになってしまうんですが、私どももいろいろな御意見を伺う中で、土木、建築といたしますか、いわゆる工事関係の委託事業といたしますか、公契約の部分以外のいわゆる一般的な委託業務、それも業種としましてはかなりの広がりがあるのかと思っはいるんですけれども、そういった部分の御意見を伺うということはとても重要だと考えております。

そういった中で、今回、そういう業種であるビル管理のほうをやっていらっしゃる方の御意見を聞くという形で、規定を活用しましてお願いしたいと思えます。ただ、繰り返しになってしまうんですけれども、先ほど副会長からもお話しいただいたように、前任の方の後任者という形がいいのか、もしくは別に新たにということがいいのかというところも含めて考えますと、かなり選択肢も広がってまいりまして、今すぐに結論が出ないというところがありました。来年度は諮問、答申という形を任期にあわせてやっていきたいと申し上げさせていただいたのと裏腹になるんですが、ことしは意見交換といたしますか、意見をいただいて、来年に向けていくことを中心でやっていきたいという中で、関係人ということでお入りいただくことでの考え方でつくらせていただいているところでございます。

委員 意見をいただくということには全く異議がないんです。ただ、委員会の構成の問題と、やはりこれまで余り判然としない領域の方にぜひ正式に参加していただいて議論できるようにしたほうが、来年度もより効果的な成果につながっていくのではないかなと思うんです。可能であればそういう……。

事務局 その辺の御意見は、今年度いろいろいただいた中で、来年度の委員構成も含めて、反映していききたいなということが今のところなんです。

委員 要するに今年度の問題なんですよ。

委員 ちょっといいですか。今の点で、実はこの6条の3項を読むと10人選べるということで、今8人だから、あと2人枠があるとすると、今言っている土木と建築の人と別にもう1人、委託関係の方を事業者側の代表として選べないかと。

と申しますのは、委託に関係する経営者側の意見って、この専門部会の中では統計とかそういうもの以外はほとんどないんですよ。それで、我々も下を上げることによっていろいろ改善していくとしたら、去年伺ったお話の中で、一番下を上げると、実はその上を上げなければいけないんだ、これはすごく大変

なのであって、そう簡単に考えてもらっちゃ困ると。私の誤解、表現はあれですけれども、そういうものなのかというのが、やっぱりそういうことなんだとすると、その辺も含めて予算措置を考えないと、もちろん下限額を上げるだけじゃ済まないんじゃないかというあたりも含めて、そういう委託業者の方々の御意見もぜひ直接伺いたいなと常々思っていたところなんです。

それで、今出ているようにあれかこれかじゃなくて、もし定数が10だとすると2あるので、私とすればお2人ぐらいを年度内にでもお願いしたい。そうすると、労働報酬専門部会が3対2になるとまずいわけですよ。だから、そういう意味では、3人の中から2人を毎年順番で選んでローテーションを組んでいただければ、3人のうち2人の方が専門部会にお出になるとすると、別に3人委員がいたからといって矛盾にはならないかなと思っているんです。

そういう意味では、多くの方の意見を聞くというのは大事なことだし、委員の枠があるならということもぜひ御検討いただいて、先ほど言ったように、やっぱり1対1対1というのは公正らしさの原点ですので、できれば年度内に。この補欠の委員は前任者の残任期間とすると書いてあるわけですので、とりあえずそういう形で年度途中で選ぶことを考えてつくってある字句ですので、ぜひ年度中で選んでいただいて御検討いただければと思います。よろしく申し上げます。

副区長 今後、委員さんの選任に関しては、 氏の辞任以降ですけれども、事務局の中では検討をさせていただきました。それで業態としては、やはり土木という形のものから選出されているということから、その適任者ということでは一応お探しはしているんですけれども、先ほど のほうから申し上げたとおり、適任者が今のところは見つからなかったということで、今日を迎えてしまっている。ですから、改めまして、きょう御提起の部分については、事務局のほうに1度預らせてもらえないかと思いますが、決して委託の方々の部分のほうに、委員さんが今おっしゃっているように人数構成もカウントしましたので、そこについてはできるということは一応確認した上で申し上げますけれども、委託の業態はかなり幅が広くて、そういう意味で言うと委託という、先ほどシンポジウムとかの関係の中で、こういう方であればかなり知見的にも思いがあるんだろうということから、こういう場に出させていただいても御発言できるんじゃないかなということで、1度事務局からちょっと御紹介をしたんです。委託の今の区の実態からすると、かなりのバリエーションがあり過ぎて、その代表の方のどなたかに御意見を聞くという手法を我々は御提起したわけですけれども、例えばこの方が委託というジャンルに入ったときに、果たして代表している発言なのかどうかということがよく見えてきていないということです。委託の業態が区の契約の中で非常に多くなってきていますので、そうす

ると、それこそこういう場で、こういう業態のところからの委託というのが、例えば御指摘とかを含めていただければ、逆にそれはこちらのほうも契約は実際進めているわけですから、お声をかけていくということで、場合によっては、おっしゃっている委員のほうに選任していくという方法はとれるんですけども、どの委託の幅なのかというところは、ぜひ御検討もあわせて一緒にしていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員 委託の事業者の意見を聞くというのはもう大賛成なんですけれども、逆に言うと、委託で働いている清掃だとか管理をしている働いている人の意見を直接聞くということも重要なので、もし参考人ということで呼ぶのであれば、事業者はもちろんなんですけど、実際そういう委託で本当に働いている方の意見を聞く機会というのもぜひ設けていただきたいと思います。

副区長 要は労働者側という形と事業者のほうの要望提起ですから、両面ということですね。

委員 そうですね。

会長 この適正化委員会の委員構成については、事務局のほうでもいろいろと努力されて人選を進められているかと思いますが、この委員会としての認識からすると、そこら辺が非常に重要なポイントがあるので、ぜひできるだけ早くその人選を進めていただきたい。それとともに、後ほど説明もあるかと思いますが、今後、それからこれまでも1つの大きな課題としてあった委託契約というところについていろいろと御意見を聞いていかなければいけない時点ということで、意見を聞く方として世田谷ビル管理協同組合の代表理事の

さんにお声がけをしていくということで、その方にはこの委員会とともに、労働報酬専門部会のほうにも参画していただいているいろいろと御意見を聞いていく。それと並行しながら委員構成のほうについても、来年を待たずに決まるものであれば、ぜひ決めていただきたいということでよろしいでしょうか。

それでは、この公契約適正化委員会及び労働報酬専門部会の進め方につきましては、今のような御意見も踏まえて、事務局の御提案で今後さらに進めるということ。

委員 あともう1点、きょうの進め方についてという文書の2の次期以降の進め方と今期の進め方と、ここに2つございまして、前期の進め方とつないで考えてみますと、今年度も諮問がございませんとということでよろしいんでしょうか。

事務局 今年度につきましても諮問をなしでやらせていただきたい。当然労働報酬下限額につきましては御意見をきちんといただいて判断してまいるといことになります。

委員 その件なんですけれども、昨年なたしか企画総務委員会での課長のお

話だったと思うんですけれども、その後のお話、私も個人的にお話をしたこともあるんですが、諮問がないので、今回の報告なり、先ほどの意見書なりについては、とにかく委員会にはもちろんのこと、部会もそうですし、議会に諮って、初めて来年度は据え置きであるということが明らかになった。でも、その段階では、委員会として何の意見を申し述べることもない状態で運営されてきたわけですね。そうすると、今後の運営に関してですけれども、ことしも同じような方法でやると理解してよろしいのでしょうか。

事務局 その諮問、答申というお話……。

委員 諮問がないので、そのままずっと、それはそれでおしまいということで、聞き置きますよと。

事務局 先ほどもお話がありましたように、労働報酬専門部会の意見を聞いてということで条例上も決まっておりますので、その部分についてはきちんと、先ほども御意見があったように意見書なら意見書という形でいただいて、それに基づいて対応していくというふうに考えております。去年の部分でそういったやりとり等でいろいろと誤解と申しますか、いろいろな部分のやりとりがあったというのは聞いておりますけれども、今年度についてはきちんと意見書という形なりでいただいて、それに対して区としても判断をしてまいりたいと考えております。

委員 そうしますと、この30年度の間報告の後、そういう意見のやりとりの機会というのは会の運営上はないわけですね。

副区長 去年の企画総務委員会のほうに私も同席しておりまして、その議論の中で、この委員会なり専門部会のほうで議論いただいている関係と区が最終的に決定しているタイムラグの部分、特に議会のほうに出しているのが秋口の後半から予算編成の確定の時期の2月上旬までにオープンになっていくという経過ですので、それではこちらのほうとの関係上はどうなんだということも御質疑があったのはおっしゃるとおりでして、そこはやっぱり区としては反省しなければいけないところだったと思っています。したがって、今、スケジュール上はラフに年間の部分を押さえさせていただいておりますけれども、この関係については必ず1度フィードバックさせていただいて、それでこの経過と区の判断の内容も1度お聞き取りいただいて、最終的にはこれで予算という形のものに今度は入れるという手前で必ずフィードバックしたいな、そういうふうに思っております。

委員 わかりました。

それでもう1点なんですけれども、これはどういう問題かという中身がちょっと不明なんです、去年の労働報酬下限額の報告を受けた関係で、区の施設の利用料金の引き上げの問題に絡んで、この公契約条例に伴う下請価格の引き

上げというものが原因の1つとなって施設の利用料金を引き上げるといふ、そういう広報が出されたのは少々、私もえっと。それはどういうことかといふと、労働報酬下限額を引き上げることに伴って、それが区の施設の利用料金にはね返ったと。そういうふうにとられますと、何か公契約条例そのもののあり方というものが、区として言うと、その引き上げ分をまたさらに何かに転嫁して、それで賄っていくといふ、そういう姿勢を持っているのかなと受け取られてしまいかねない部分があると思いますので、その辺はどういうふうに、この報酬下限額の変動について、区の財政との関係をどう捉えておられるのか。この辺も扱い方として、こちらのほうでは財政の問題にかかわることはわかっても、どの程度、どのように影響していくのかといふのは全く議論の場でもございませんので、それがあつたらば、事前に来年度についてはこういう状況だといふものがないと、判断の材料として全くすれ違いといふか、思い違いといふのが出てきてしまいかねないので、その辺のところは適正化委員会としてももう少し議論をやる必要があるんじゃないか。そうしませんと、前から議論になって入札制度改革という領域の対応に、より踏み込んだ議論をしなければならぬのはかねての課題なんですけれども、それとの関連もあるので、ぜひその辺の構えといふものはどうなのかといふことをちょっと聞かせていただきたいなと思います。

副区長 財政担当のほうもしておりますので、確かに文言的には各方面から「区のおしらせ」で表記した内容について御指摘をいただきました。決して今回の労働報酬下限額の引き上げがイコールすぐにこの財政上の逼迫といふところまでいくわけではなくて、文言の中に、確かにその一文が入りましたけれども、区の今置かれている財政状況の説明の中で幾つかの要素を入れさせていただいた中に一文が入ってしまったので、ある意味、適切ではなかったとは思っていますが、その表現が入ってしまったのは事実です。

当時、ふるさと納税の問題ですとか法人課税の部分の見直しですとか、ちょうど国全体で動かしをやっている中で、区の財政状況が非常に厳しい状況のちょうど境目の段階のときにあの「区のおしらせ」を出したものですから、その状況の説明の中でそういう表現が入ってしまった。決して労働報酬下限額の影響でストレートに区の財政状況が逼迫するということではないといふことで、連動させているといふ考え方ではございません。やはりこの労働報酬下限額の専門部会を立ち上げていただいて御議論いただいているわけですから、ただ、全体として財政のフレームを決めていく中で、この影響がないことはないわけです。ですから、例えば最後のところで何億円かの影響が出るということも試算しながら、区の当局としてはやっているつもりですので、そのあたりのことについてもきちっと結論をいただいて、今度、区が判断をするときにはお返し

して、こういう議論の中で区としてこれを判断した中に、今言った財政状況の問題もお伝えしていきたいと思います。繰り返すようですけれども、ストレートにこれでもって上がってしまう、厳しい状況になるということを申し上げているつもりではございません。

委員 わかりました。

会長 今、宮崎副区長からも今後の進め方についての若干の補足の御説明がございました。それらも踏まえて、この委員会としては、今後このような事務局の案で進めていくということによろしいでしょうか、ありがとうございます。

それでは、保坂区長もお見えになりましたので、次の議題に移る前に、一言御挨拶をいただければと思います。

( 区長 挨拶 )

会長 どうもありがとうございました。

それでは、議事をさらに進めさせていただきます。3の実態調査(委託)の結果についてということで、資料2に基づいて、事務局からよろしく願いたいします。

事務局 お手元資料2-1と2-2でございますが、今年度、試行ではございますけれども、実態調査を開始いたしまして、先月、1社目といたしまして区の委託事業を受託しておる事業者さんについて調査を行いました。社会保険労務士の世田谷支部さんのほうに委託をして行いました。

2-1の表紙のところでございますが、調査日は平成30年5月14日月曜日午後1時から5時過ぎまで約4時間にわたって、社労士4名の方に入っていて調査を行っております。

おめくりいただきまして2ページ目でございますが、まず1の調査の目的でございますが、委員の皆様はもう御承知のとおりですが、チェックシートによって、この公契約条例に係る業務に従事する労働者の方の適正な労働条件が確保されているかということを確認しているところでございますけれども、さらにより実効性を高めるという意味で、届け出内容と実態が相違がないこと、実際に事業者や施設にお伺いして、現地で調査確認を行うというところがまず1つでございます。そしてもう1つには、その調査結果を事業所さんの今後の事業改善等に生かしていただくということがもう1つの目的でもございます。

そして2の調査の手法でございますが、実際に社労士さんがお伺いする前に事前に連絡して書類をそろえていただきまして、就業規則だけは事前にデータでいただきまして、本社に社労士4名の方がお伺いして、まず書類の確認、そ

してその後、事業所の人事労務担当者の方へのヒアリングを実施して調査を行いました。

3の総合評価のところですが、労働条件、書類等の管理状況について評価をいただいております。

そして4の総括のところですが、詳細について簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料2-2になります。別紙1ですけれども、そちらをごらんください。一応A、B、Cと、あと適用除外ということで評価がランクがありますけれども、今回は全部で92項目ございまして、適用除外が22個という内訳になっております。

(評価の詳細について説明)

以上が資料2-2のチェック表についてですけれども、チェック表以外でも、こちらの事業所さんはメンタルヘルスの予防ですとかハラスメントの予防に力を入れていらっしゃるということ、また、労働者の方が困ったときの相談窓口、そういったものも社内と社外に設けていらっしゃるということで、法的義務を超える取り組みとして社労士さんからも評価をいただいております。

一応評価については以上なんですけど、今回、冒頭申し上げたとおり、初めて実際調査を行ったところなんですけど、当初、こちら側、区側が想定した以上はかなり立ち上がった詳細な報告書をいただきました。それもやはり社労士会さんが今回の区でのこの調査の趣旨を御理解いただいて、このようにきっちりと調査をしていただいた結果だと私どもも受け取っております。

また、事業者さんはこの調査結果を受けて非常に指摘事項が明確になりましたということもありまして、これは私どもも当初、実は予定しておりませんでしたけれども、後日、事業者さんのほうから、この報告書を受けての所見、あるいは改善に向けた課題ですとか取り組み、また、今後の抱負などについて文書でいただいて、その文書を受け取ったところで、この事業者さんに対する調査を1つの区切りとしていこうと今考えているところでございます。

今、皆さんのお手元にある資料ですけれども、今回、あらかじめ事業者さんの許可を得て皆さんにお配りしておりますけれども、実は詳細な記述を除いた抜粋版となっております。ですので、事業者名が特定される記述については空欄にさせていただいております。

この報告書の取り扱いにつきましては、事務局としても非常に苦労しておるところでございまして、この先、事業者名が特定されたりとかということなどによって、今後、事業者さんから実態調査の協力が得られなくなるなど、そう

いった影響を現時点で考慮して、そのように対応させていただいたところです。

今後、8月以降でございますが、工事事業者2社への実態調査を、今回実施したのと同様の形で行う予定をしておりますけれども、この報告書の取り扱いを含めた実態調査のあり方は、事務局としても非常に課題となっております。一方、社会保険労務士さんのほうからは、今回と同じような形でこの調査を行うとすれば、年に10社を調査するのが限度というお話も実際いただいております。

この後、委員の皆様の見意見交換の時間がございますけれども、この実態調査の進め方、この同じような形で進めるのか、あるいはもうちょっと何か簡易な進め方がないのかとか、あとは報告書の取り扱い等も含めて実態調査のあり方について、また後ほど皆様で御議論をいただければと思っております。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。報告の結果につきましては以上のとおりです。5月に行い、今年度、あと2件、工事案件について実施をしていくと。ただ、これを進めていく中において、大量のものについて調査を進めていくということはかなり大変だろうと。年間で言うと10社程度のものになるだろう。そのことと、これまで我々のところではチェックシートと言っておりましたが、これらの成果の中から、よりよい公契約のあり方、公契約制度等を検討していく上でどういったところに重点を置くのか、もう少しさらに詳細に見ていかないといけないのかといったような事柄も多々あるかと思えます。

このまま次の意見交換に入らせていただきたいと思いますので、各委員の皆様方から御意見、御感想、それから、こう行っていったらどうなんだろうかといったようなことにつきまして御意見をいただければと思っております。よろしく申し上げます。

最初に、さんのほうは何かありますか。

委員 私、同じ立場で社労士会の山手統括支部の支部長としてやっておりますけれども、これをやるよというときには、やってねということで、一切口は挟んでおりません。こういう立場でこういうところにも入っておりますので、余計なことは言わずに、やってちょうだいということで、確かに非常に細かくやっていたという話も聞いております。実際、今までのチェックシートなんかと比べると非常に細かくいいところを捉えているなというのは客観的に見れるんです。

今後なんですけれども、区としてこの報告書を公開するとかなんかのお考えはあるんでしょうか。今までのチェックシートは、今入札監査のお部屋に公開になっていきますよね。今後はこういうものについてはどうされるかという扱いをちょっと教えていただければと思えます。

事務局 では、私のほうから、実はこの報告書全体とすると、もっとページ数が多くて、全部で10ページから成る報告書になっておりまして、そのポイントとしてチェック表のほうに出ておりますけれども、非常に細かいところの御指摘を社労士の4名の方に行っていたいただきましたが、恐らく手分けしてやっていただいて、集約した形がそうなっているのかと思うんですね。私どももここまですごい形での報告書、立ち入った形でなってくる。ある程度の想定はしていましたがけれども、かなり踏み込んだ形になっているものですから、この調査そのものが、我々も事業者から調査の協力をいただいてやってもらっているところもあるものですから、これが紙として余りひとり歩きしていくと、今後の調査にもいろいろ影響もあるでしょうし、実はこの扱いについて、今後どうしていこうかというのは、私どもとしても今課題になっているんですね。そこで社労士さんに行っていたいろいろな調査した結果として、当初は想定していなかったんですけれども、事業者の方からもこれを踏まえた、先ほど説明がありました、これに対する所見ですとか、あるいは今回はB判定でとまっていますけれども、場合によってはC判定も出てくるかもしれないから、それが容認できるのか、あるいは課題があるのか、あるいはそれに向けた抱負など、事業者からもこれを踏まえた御意見を頂戴して、その上で1つの事業者の調査の区切りにしたいと考えているんですね。

今後、これを公開するかどうか、本来、情報公開の中で議論する話かもしれませんが、これをどのような形で取り扱っていかうかというのは、またこの後、夏にも調査を行いますけれども、その結果も踏まえて、あと、この委員会のほうでも、この辺は余りにもこのままではまずいよねということもあるかもわかりませんが、ちょっと御意見をいただけたらなとは考えているんです。

委員 失礼ですが、これは業種は何業とおっしゃいましたか。

事務局 これは受付業務ですよ。

事務局 そうです。施設の運営管理ですとか受付業務とか……。

委員 建築ですか。

事務局 委託ですね。

委員 指定管理。

事務局 の……。

委員 指定管理ですね。

事務局 最初の調査としてちょっと頼みやすかったというところもあったものから。

事務局 いわゆる建物の貸し付け、貸したりですとか、舞台だとか何かの委託も全部丸ごと入っている指定管理の委託業務ということですので、機械の点検みたいなのも含めて委託を受けているものでございます。

委員 労働者が20.....。

事務局 11名です。

委員 11名、わかりました。個別の事案ですので、これをそのまま公開とかなんかというようなものでしょうか、何のために公開するかということにもなりますから。

委員 ちょっと意見をいいですか。だから、これは条例の3条の(4)に書いてあるんですけども、「公契約の履行過程において法令が遵守され、並びに公正な労働基準が確保され、及び向上されることにより、適正な労働条件が確保されるべきこと。」ということで、代表を選んで毎年やっていただく中で、例えば共通するような問題点、例えば委託議案でよく出てくる問題点とかが出れば、公契約の中の下限額のほかにこういう労働条件は守ってくださいというのをお願いして、それに同意してもらった業者だけが契約を受け取れるというふうになっていくシステムの中のだと思うんですね。そういう意味では1つ2つということじゃなくて、いろんな業種やいろんなのをやりながら、共通する改善すべき問題点、あるいは世田谷区として特有の問題点、こういうのを発見していく中で、業者指導や、場合によっては公契約の中にこれだけは、例えば男女の差別の問題だとかがあれば、そういう形で入れていくので、基本的には公開しないということで、むしろ蓄積して行って、我々が毎年幾つかのやつをいろいろ蓄積していく中で、そういう労働条件の適正化に関して何か具体的な指摘ができるものがあるかと。こういう形でやっていただければ、今のところに、特にBのところを教えてくださいだったので、こういう形で聞いていくうちに、ここはちょっと問題があるんじゃないかとか、多分比べていく中で出てくるので、毎年少しずつ蓄積して行って配っていく中で、何か我々が意見を言えるんじゃないか。

そういう意味では、基本的な公開の目的ではないんだろうと思うので、とりあえず非公開でいいんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

委員 今回の調査はぜひ継続していただきたいということとあわせて、先ほど年間でやれるとすると最大10件ぐらいというお話なんですけど、今年度、区として何件ぐらいを今後想定されているのかということと、今回、さんを選択された理由として、まず初回なので頼みやすいということもあると思うんですけど、は全国展開されている、かなり大手の管理運営会社さんだと思いますけど、今後、もし調査をされていく中で、中小企業をいじめるという意味ではなくて、やはり労務管理がなかなか行き届いていないのは実は中小企業だったりするので、やはりそういうところもぜひ調査対象に入れていただきたいのと、調査は決して悪いところを見つけて、それを罰するというのではなくて、反対にそこを改善してもらおうように、今回、事業者さんからも改善報告があった

ということなので、やはりその後追いも含めて改善をして、適正な労働条件に変えていくという意味での今回のこういうのは続けてやっていただきたい。

だから、そういう意味で言うと、業者選定についても、前回のヒアリングもどういう基準でこのヒアリング会社を選んだのというのがありましたけれども、今後、業者を選ぶ基準として、ぜひそういうところも加味して選んでいただければと思います。

委員 一定の金額以上に関してなんですけれども、契約に際しまして、幾つか施工体制台帳と、それに伴う下請事業者の名簿であるとか、それから事業の種類であるとか、労働条件通知書であるとか、そういうものが必要な書類として出ていると思うんですね。そういうものを事後的にチェックして、チェックというか集計して、そこから問題を発見するという方法もあるのではないかなと思うんです。ですから、どういう契約に際して提出される書類、それをフォローしていくことによって、事実関係でここは当たっておく必要があるんじゃないかなという課題を見つけて、そこを重点的に、先ほど言った10件なら10件の中の幾つかをその課題で絞ってサンプリングしていくという、そういう方法で、1件1件の事業の改善というものももちろん大事なんですけれども、全体状況の課題を発見するための調査という姿勢が大事じゃないかなという気がするんです。そのためには、これは職員の方の作業量がふえてしまうので問題なんですけれども、そういうものを何か調査費としてある程度出して、それを分析してもらおうという手もあるんじゃないかなという気がするんですけれども、それはいかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。今御説明したとおり、一番最初に試行的に今やっています、今年度は予算的に3件をやるということでは予定しているわけです。当然この場合には、今回のケースは余り下請ということはなかったんですけれども、委員のほうからたまたまさっきちょっと御説明、相当大的な会社で、区のほうに携わっている方が11名ぐらいだったということで、それは説明がちょっと不十分だったんですけれども、この夏に2社やったことを踏まえて、本当にこのあり方でいいのかどうかも含めて、我々はここでちょっといろいろ課題があるものですから、できれば委員会の中でも私どものほうから御相談をさせていただくか、そのような形で、なるべく事業者さんの負担もなく、その上で精度の高いもの。これは目的は、やっぱりチェックシートは会社の自己申告みたいなところがあるものですから、そこでちょっとやっていこうよという導入の経緯もあるものですから、事業者さんにも理解を得られるような形で、そしてその実がとれるというんですか、そういうようなやり方について、またちょっと御意見をいただけたらなと思っております。

私どもも今回やってみて、今回、Bでよかったんですが、Cとかが来ちゃっ

たときに、これはどうやろうかなというところは、受け取った側としてもどうしていこうかということ。それから、この資料の扱い方も含めて、ただ、委員のほうからも非公開ということで御意見をいただいていますので、まだ事業者さんからの改善報告とかないんですけれども、次回、そういうものがそろった暁にはお示しできればいいかなと思っていますので、取り扱いも含めてまた御議論いただければなと思います。ありがとうございます。

会長 1つは、チェックシートの1つの目的として、この委員会としての目的ということと、それからこのチェックシートを使うことで、ここのところしばらくはやっているPDCAのサイクルの話じゃないですけれども、ここの事業者さんとかの事業改善に使っていただく。要はあら探しをするのではなくて、ここら辺を改良していくとよりよくなっていきますよということをお説明しながら、それに御理解を得る。決してこれに答えて、例えばCが出たから、あなたのところはもうだめですよという意味合いではなくて、それが事業改善につながっていく。

それと同時に、この公契約のほうの委員会としては、これまでのところと言うと、社会保険の保険料であるとか、そこら辺がちゃんと支払われていたのかとか、今回のこのケースではありませんでしたが、この項目で言うと88番目以降の下請さんのところに対してどういう影響があるのか。この委員会では下請のところでもちゃんと保険料が別建てになっているのか、包含されてしまって適正な労賃が払われていないのではないかとということがございましたので、そういったようなところに目を配りながら、この委員会としてはここら辺が重要なところであるとともに、先ほど委員から御指摘がありましたが、共通する問題点は一体どこなのかというあたりを洗い出して行って、場合によると、ある部分はこの適正化委員会としては逆に言う必要はないけれども、ここの部分はより重要に見ていく必要がある。細かくということではなくて、重点を置いて我々がちゃんと注視していくところというものを、今年度、8月ぐらいでしょうか、これの後、2件ほど工事事業について行われるということですので、それも踏まえながらより煮詰めていければと。

このチェックシートも、社労士会のほうで随分いろいろと御検討いただいて、このチェックシートもつくっていただいたように聞いております。そういう中で、この公契約のところとしてはどこら辺に重点を置く。それとともに、個々の事業者ではなくて、公契約をやるときポイントは一一体どこなのか、それに注視していくということに使えればと。

それから、この内容は、そういった趣旨もございますので、事業者さんのほうがより事業改善、やはりその結果を見たいよということがあればフィードバックをしていく。それから事業改善をしましたよという、それを義務として求

めなくても、チェックシート側から立つと改善報告みたいなものが欲しいところですけども、その部分は、この委員会とはまたちょっと違うところでの使い方なのかなという気もしますので、そこら辺は少し整理していただければと思います。

委員 つい6月22日付なんですけれども、中央建設業審議会・社会資本整備審議会というところの基本問題小委員会の中間取りまとめという報告が出まして、それは建築業法も変えようという視点から幾つか改善点が出ているんです。今後、中小企業の建設にかかわっては、社会保険加入がきちんとされていなければ建築業の許可が出ないという、ある意味で事業の存続にかかわるものが中小企業の中でたくさん出てくるおそれもあるような気がしますので、そういう意味では、経営条件の改善というものをある程度、こちら側というか、委員会の側でもにらみながら、改善を図る方向を考えながら、この公契約の運用と労働条件の改善というのを二輪の車で本当に回していくというその立場をしていかなないと、これは今後の建設業、あるいはその下請のあり方というものを大分変える意向が出ていますので、その点もにらみながら、この経営の調査とか問題の発見とその対応というのを、建設業の振興策もつくられていることでもありますので、ぜひその辺は連携がとれるような視点をとって、この委員会も動いていったらいいんじゃないかと思います。

会長 ありがとうございます。

それから、委員のほうから5月29日の公契約シンポジウムのアンケート集計結果が出ておりますので、これについても少し御説明をお願いいたします。

委員 若干御報告をさせていただきます。5月29日に公契約のシンポジウムを、私の出身の懇談会と、あとさん出身の連合さんと一緒に実行委員会で開催をさせていただきました。当日は155名ぐらい参加をいただきまして、保坂区長を初め、部長、課長、係長にも御出席をいただき、区長からは、そもそもこの公契約条例を何で世田谷区がつくったのかという意義の部分からお話をいただき、また、課長からは、この間、世田谷区で取り組んでいる公契約に関する報告なんかもいただいたところです。また、その中でパネルディスカッションを、先生にコーディネーターしていただきまして、先ほど来お話がありました委託の関係の事業者さん、また労働者の方にもパネリストになっていただきまして御討議いただいたところです。

当日、シンポジウムでアンケートを配って、この公契約条例を知っている、知らない、また、労働報酬下限額について御意見をいただいて集約しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

また、文書での御意見もかなりいただいております。後半のほうに出ておりますので、こちらもお時間がありましたらごらんいただければと思います。や

っぱり公契約条例を皆さんに知っていただくという意味でも、こういうシンポジウムだけではなくてさまざまな場面で、私どもとしても広報していきたいと思っております。

あわせて御報告兼御提案というか一緒に、今回、公共工事現場のアンケートと労働条件報告書という2枚のものをお配りさせていただいています。

1つは、現場のアンケートなんですが、これは実は私どものほうで独自に世田谷区の公共工事現場でアンケート調査をもうここ10年ぐらい続けさせていただいています。元請企業さんにお断りをして、現場のほうでアンケートをお配りさせていただいて、結構賃金や社会保険の加入有無までお聞き取りしております。昨年は余りできなくて、一昨年でいきますと、大体区内5現場で120名ぐらいの方からこのアンケート結果をいただいて、集計をしたりしておりますが、これは区がやるのか、どこがやるのかというのがありますが、できればチェックシートだけではなくて、ぜひとも現場の聞き取りなんかも今後やっていくことが必要なのではないかと。ちなみに、今回もアンケートの裏には労働報酬下限額を記載したものをお配りしておりますので、こういう形で周知も図られていくのかなと考えております。

もう1枚の労働条件報告書ですが、これもある世田谷区の委託事業、あるというか、選挙の看板の設置委託事業を請け負った事業者さんをお願いして、各下請さん、施工業者の方に、施工にかかわる方の労働条件を確認する意味でも、こういうのを元請さんから下請さんにお配りさせていただいて、名前は必要ないので、例えば賃金の状況とか、社会保険等の加入状況、こういうのを元請から下請に確認する。これぐらいの調査ですと、そんなに事業者さんに負担をかけるようなものではないので、今のチェックシート、また社労士会さんのいろんな調査を補完する意味でも、今後こういう形で調査をしていくことも必要なのかなと考えております。

会長 ありがとうございます。シンポジウムのところの話、それからアンケート。アンケートのところは、ぜひ中身を読んでいただければと思います。それ以外に、労働条件報告書であるとか、現場での事業者のアンケートの話等々の御報告をいただきました。

委員 これは1020円は安過ぎる、低過ぎるというのはこんなに多いんですかね。土木のほうと比べると、妥当だと思うが土木のほうは29%で、高過ぎるは2%になっているけれども、そうなんですな。

委員 はい。

委員 業務委託関係は高過ぎるは0%なものね。

委員 職種で大分違いますからね。

会長 違いますからね。その方が時給2000円もらっていて、最低が1000幾ら

と言われると安過ぎると。そこら辺のクロスはわかりませんから。

そうしますと、次の公契約条例、労働報酬下限額の周知についても、区のほうとしてどのような周知をしているかということの御報告になりますので、続いてお願いします。

事務局 お手元の参考資料としておつけいたしました、まずこちらのA4版のカラーのチラシでございますけれども、一応予定としましては、区の広報板100カ所に9月1日から20日の期間に掲示されるということが今決まっております。今後もまた依頼をしていきたいと思えます。あと、こちらのチラシ、世田谷線の駅にも今後掲示されるように、昨年度と同様、依頼をしていく予定をしております。昨年度はこの大きさのまま掲示をお願いしていたようなんですけども、一応確認したところ、B3の大きさまで掲示可能ということなので、もし掲示していただけることになれば、その大きさまで張っていただけるようにちょっと考えていきたいと思えます。

あともう1つが、こちらの労働報酬下限額周知のためのA3版のポスターでございますが、昨年11月から議会で議決いただく1億8000万円以上の工事案件の現場事務所へ掲示を開始したところでございます。件数としては10件ですね。今年度から下限額の対象になる予定価格3000万円以上の工事案件の現場にも拡充をしまして掲示していただくこととしました。現在、今掲示を依頼しているところでございますが、件数は全体で70件で、建築、土木の分けで言いますと、建築が44件で土木が26件ということで、今掲示をお願いしているところでございます。

あと、ポスター以外ですと、ことし3月15日号の「区のおしらせ せたがや」に労働報酬下限額についての記事を掲載させていただきましたが、こちらにつきましても、来年度も引き続き掲載を依頼していく予定でございます。

私からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。以上、この労働報酬下限額、公契約条例、それ自身の周知について、より現場、それから実際に働いている1人1人にちゃんと周知されるようにする必要があるのでいろいろと進められている、現場でも進められているということですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日予定しておりました内容等は以上です。今後の進め方につきましては、この後、少し日程調整等もさせていただければと考えておりますが、委員の皆さんのほうから何かそれ以外に。

委員 私、この間、シンポジウムにちょっと出させてもらって、すぐ帰っちゃったんですけども、この中にも出ているんですが、たしか配付物の中に、各自治体の報酬下限額の表もありましたよね。きょうのアンケートの11ページのところにも出ているんですけども、ぜひ 委員にお願いしたいんですが、

職種別の下限額をつくれないうかという意見が出ていますので、可能であれば、次回の専門部会にそういう資料とか、あるいはもし可能であればあるべき金額、職種と金額、必ずしもことしできなくても、議論を開始して、できるだけ早く世田谷区でもそういう職種別の、だって、土木のほうは20何項目これがあって、やっぱり一覧表をつくりながらふやしていくという形で、ぜひちょっと御努力いただけないかなと。今回のシンポジウムだと結構そういう意見が出ていますので、ぜひよろしく願いいたします。

会長 そうしますと、最後、区長何かございますか。

区長 先ほど後半で、 という事業所の詳細な社労士会の皆さんによる調査結果、多分ここの調査が行われたことによって、働いている皆さんの諸条件が改善をされるんじゃないかと思うんですね。

それから、主に全体の業種とか、仕事、職種ですか、そういうことに配慮しながら、いろんなところを断面で切っていく、そこにある共通の因子というか、比較的手薄になっているようなところをピックアップして、公契約の条件になるのか、あるいは周知事項になるのか、そのあたりで参考にしていくということが出来るのかと思いました。

また、チェックシートのあり方というのは当初から議論されていて、多分ここはAが多かった事業者さんで、もう少しBとか、場合によってはCがある事業者がないとは言えないわけですが、そうした事業者が例えばチェックシートを見る限りで何かわかるのかということ、なかなかまだそうっていないというふうには聞いているんですね。ですから、ある種の工事とか委託契約書類プラスチェックシートで、このあたりにこういう傾向があるから、社労士さんにちょっと調査してもらおうみたいなところも必要なのかなと。そういう意味で言うと、区側でもチェックシートのつくり方みたいなところでももう少し工夫ができたらいいいのかと思いました。

会長 大変ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、今年度第1回の公契約適正化委員会、これでお開きにさせていただきます。大変ありがとうございました。

午前11時45分閉会